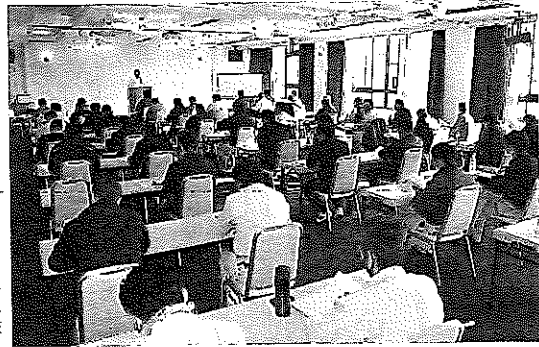


52人が特別教育修了 フルハーネス使用作業

電設協



熊本県電設業協会（岩崎裕会長）は11月28日、ユースピア熊本で「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」を開いた。会員企業で電気作業に従事する52人が受講し、関係法令や器具の基礎知識・使用方法など規定の教育を修了した。

昨年2月の労働安全衛生規則の改正で、高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場所においてフルハーネス型を用いる業務は特別教育が義務化されている。28日は、胴ベルト型の安全帯を用いて6カ月以上従事した経験を有する

者が対象となる5時間コースの教育を実施。エレベータの永野広朗取締役専務が講師を務め、墜落等による労働災害の状況

や、フルハーネスの装着・整備・点検の方法などを座学と実技で講義した。永野専務は受講者に対し、「高所作業等に対処していない現場があった場合は、部下等がいた場合は、違法という認識を持ち、しっかり指導できるようになつてほしい」と訴えた。